

総合区素案に関する住民説明会

《浪速区》

■日 時：平成29年11月26日(日) 14:00～16:01

■場 所：浪速区役所

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会の方を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者の方をご紹介します。

浪速区長の榊でございます。

(榊浪速区長)

こんにちは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の井上でございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます、同じく副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、榊浪速区長よりご挨拶の方を申し上げます。

(榊浪速区長)

改めまして、皆様、こんにちは。浪速区長の榊でございます。

本日はお忙しいところ、また大阪マラソンの交通の規制がかかっておりますところに、わざわざ区役所の方までお越しくださいませ本当にありがとうございます。ご来場の皆様の中には、きょうのマラソンの沿道での応援をなさった方や、あるいはその以前も清掃などボランティア活動に携わっていただいた方もいらっしゃるかと存じます。この場をおか

りして厚く御礼を申し上げます。

さて、きょうの説明会でございますが、例えば今の大都市制度においては、住民の皆様のご意向をきちっと行政に反映していくというところなどにおいては、やっぱり課題があるというふうな認識で一致をしているところでございます。その改革や改善を進めていかなければならないという視点に立っての一つの方策が、きょうのテーマでありますところの総合区制度ということでございます。本日は、その担当の副首都推進局の方から少し詳しくご説明をさせていただくという時間をとらせていただきまして、また、その後の質疑応答に関しても十分な時間をとっておりますので、ぜひいろんなことをお聞きいただいてご理解を深めていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会）

続きまして、副首都推進局理事の井上の方より、本日の説明会の開催趣旨を申し上げます。

（井上副首都推進局理事）

皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、総合区素案に関する説明会にお越しをいただきましてありがとうございます。また、先程区長からもございましたけれども、日程調整の関係から、大阪マラソンの開催日と重なってしまいました。何とぞご容赦をお願い申し上げます。

私の方から、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題でございますけれども、大阪は、東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いております。3大都市圏の中で人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。このため、大阪府、大阪市は、東西2局の1局を担う副首都大阪の実現をめざしまして二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを提供するという住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するために、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度につきまして検討を進めております。一つは、大阪市を残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市を廃止しまして、新たな自治体としての特別区を設けるという改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区の素案は、今後、議会などのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではございません。また、もう一つの特別区につきましては、現在、知事、市長、府市の議員で構成されます大都市制度（特別区設置）協議会におきまして議論が進められているところでございます。最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう議会などでご議論いただきまして、それぞれの制度案を取りまとめていくということにしております。

本日は総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のない意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言はご遠慮くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすいご説明に努めてまいりますので、どうぞ本日はよろしくをお願いをいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、お手元に入場時にお配りさせていただきました資料に沿いまして、事務局の方よりご説明いたします。

その後、皆様方より、説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙の方も配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、記載の方もよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の井上よりご説明の方を申し上げます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長、井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って失礼します。

まず、表紙の下側、枠囲みの部分でございますが、本資料の位置づけ等を記載させていただいております。

先程の理事からの説明とも重複いたしますが、この資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正されます。また、総合区とは別に、特別区につきましても、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございます。最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、こういったことは住民の皆様方にご判断いただけますよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

表紙をおめくりいただきまして、1ページから2ページの見開きでございます。「総合区設置後のイメージ」をごらんください。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側、現在の大阪市の、市長の下に局と24の区役所がある、こういったことをお示しております。局は、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織でありまして、我々の副首都推進局もその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されております。これに対し区役所は、地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政

区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししております。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所になっています。今般の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置いたします。さらに、一つの総合区には、区によって異なりますが、二つから四つの地域自治区事務所を設置いたします。

総合区を設置することによって主に何が変わるかにつきましては、左上の局から右の中程へ向けた矢印をごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますが、矢印の先の右側、8 総合区役所の下に記載しております保育所の運営、設置・認可や放置自転車対策などが局から総合区に移る仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておりますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることとなります。総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになりますと、それに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明いたします。

一方で、左の24区役所が担っている仕事はもともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で「住民の皆さんへの直接サービスは、24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の中の24地域自治区事務所の枠囲みに記載しております住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うこととなります。

右枠に「地域の実情に応じた施策の実現」と記載しているところに3点記載しておりますように、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するため市長に意見を具申する仕組みも構築いたします。要するに、総合区を設置することによって、住民の皆さんへの身近なサービスにつきましては、今より身近な地域において判断することとなります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を渡して、総合区において判断して実行していく、そして、そのために必要な組織や予算の仕組みなども整備することをあらわしております。

上にあります総合区設置後の「市長」の横の括弧をごらんください。住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きでは、総合区設置によって何が変わるかの大きなイメージを申し上げましたが、この後、それぞれの項目ごとにより詳しくご説明いたします。

3 ページをお開きください。

もくじに示しております通り、本日は、総合区素案の内容 1 から12の項目と各総合区の概要についてご説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示しておりますコスト、組織、予算

等の数値につきましては、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論も踏まえ、取りまとめる予定としております。

4 ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関係するのかについて考え方を示したものがこのページと次の 5 ページになります。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明いたします。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向が続いており、府市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは、産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす府市共通の長期的な方針でございます。こうした成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、地方分権改革は道半ばであることなどを示しております。

こうした課題の回復に向けまして、中程の記載でございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取組みを通じ、日本の成長を牽引するとともに豊かな住民生活の実現をめざします。そして、矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載でございますが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

次の 5 ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示しておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考え、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明いたします。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは、先程説明いたしました成長戦略をはじめ、交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。

ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているのが現状でございます。よって、その下の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において、大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めております。

表のうち基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと、行政を展開します。その中で総

合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は、予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能につきましては、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と同様でございますが、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること、それから特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することをお示ししております。

大阪における大都市制度改革、総合区、特別区、両制度の違いなどの説明は以上でございます。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」をご説明いたします

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げております。

その下、左の「住民自治の拡充」の欄でございますが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築いたします。

また、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は、市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性の両方のバランスを考慮して制度を設計しております。

まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市、一般市と申しますのは、例えば松原市や守口市、こういった市でございます。一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接にかかわる仕事を担います。

また、その右の総合区の区数については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するためには一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本としています。これらを踏まえ、下段に記載のように、将来推計の人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することとしています。なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

総合区の仕事と区数についての説明は以上でございます。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りににつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基

づき策定いたしました。

①先程の説明にもありましたように、各総合区における将来人口、平成47年度でございますが、これを30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しています。本資料で示す区名、第一区から第八区は、あくまでも仮称でございまして、北に位置する区から順番番号をつけたものとしております。本日ご説明に伺っております浪速区につきましては、中央区、西区、大正区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第五区としております。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置については、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしています。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として、住民の皆様からの近接性、これは庁舎までの距離でございます。それから、交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから、地域における中心性、これは現在の区の間での移動人数を見ております。以上の3点をそれぞれ点数化し、点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新しい体制で必要となります面積を満たすかどうかといった点や、あるいは近隣市有施設の状況などを勘案し、総合区庁舎を選定しております。

その結果としまして、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区から第八区まで、それぞれ記載の通りとしておりまして、浪速区が含まれます第五区は、現在の西区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性があります。

なお、繰り返しのご説明になって恐縮でございますが、住民の皆様方の利便性を維持すべく現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施することとしております。

続いて、区の名称についてご説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとし、総合区設置が決定後、設置する日までの間に、住民の皆様方のご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆様方への影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページ及び10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてご説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。

現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ

移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は、今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。

図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字でお示ししておりますように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。これに対して図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししております。さらに、総合区の中の仕事につきましては、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示ししております。

もう一度図の左側をごらんください。

局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しております。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。また、左側二つ目の枠囲みには、現在局が実施してる市立保育所の運営など六つの仕事を例示しておりますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の「局から移管された仕事」の枠囲みの中にお示ししております。

再び図の左側の下段をごらんください。

現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、「住民の皆さんへの直接サービス」として、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。

現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り24地域自治区で実施しており、これまでどおり実施することとしております。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8 総合区で実施することとしております。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果をお示ししております。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置・認可、さらに、市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表

の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししております。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施するということをお示ししております。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししております。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかとということをお示ししております。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししております。

総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところがございますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しております。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししております。

イメージ①では、保育所の設置・認可についてお示ししています。

上の図をごらんください。現在、保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っております。

総合区設置後には、下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集決定など、市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断、実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果としてお示ししております。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理についてお示ししております。

上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修とか樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしております。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果をお示ししております。

次に、13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策についてお示ししております。

上の図をごらんください。現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしております。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら、放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上にきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししております。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししております。

上の図をごらんください。現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしております。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上に地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししております。

上の図をごらんください。現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしてもみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望、調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制

に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区が予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

この15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとで期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区することとしておりますが、一方で住民の皆さんには、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは、など合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。さらに、左の一番下、地域協議会につきましては、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長・総合区長は、これに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししております。

総合区政会議や地域協議会等についてのご説明は以上でございます。

次に、17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」についてご説明いたします。

17ページの上段に示しますように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置いたします。総合区長は、これまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となりますことから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするといった趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入いたします。先程ご説明いたしましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいて、また、よりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企

画機能を強化することで総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨でございます。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしております。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージでお示ししておりますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しております。一方、地域自治区事務所では、現在の24区単位での窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございまして、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございます。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示したものでございます。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフにお示ししておりますように、現在の局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しております。すなわち、局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることとなります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員をお示ししております。現在局の所管である工営所、公園事務所、保育所は、事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い、230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段の（参考）について、表の上段、①総合区役所は、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して主な事務内容とともに記載したものでございます。例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しております。また、表の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様にお示

ししております。

総合区の組織体制についてのご説明は以上でございます。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」についてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と②予算意見具申権の具体化を図ることとしております。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任も果たすこととしております。

より具体的にいたしますと、まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」でございますが、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんいただけますでしょうか。総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。

左の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算の約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がシティ・マネージャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円ございます。これに対し、右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても、約58億円を見込んでおります。

恐縮ですが、19ページに戻っていただきまして、中程の上から三つ目の枠をごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。また、現状においても、インセンティブ制度として、区が土地売却や広告収入など独自の努力により獲得した財源は区の支出に使える制度を設けておりますが、総合区におきましても同様に、インセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対しまして、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして、総合区長に予算意見具申権が付与されております。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものでございまして、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備いたします。また、各局が所管する仕事のうちで住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。

具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称でサマーレビューとしておりますが、こうしたものを設定することをはじめ、戦略会議など方針策

定の場合も総合区長が直接参加するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても、直接説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくこととお示ししております。こうした取り組みを通じ地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

総合区における予算の仕組みについての説明は以上でございます。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」についてご説明いたします。

財産の管理権限につきましては、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管することとしております。なお、財産に関する権限のうち取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しておりますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しておりますように、濃いグレーの網かけで示している施設は総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において、住民の身近な施設は総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えております。

その下には、施設管理の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

総合区の財産管理についてのご説明は以上です。

下段、コストでございます。次に、「11 総合区設置に伴うコスト」についてご説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについてご説明は以上です。

次の22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についてご説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。

す。

総合区の設置の日についての考え方は以上です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口等を比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示ししたものでございます。

次の23ページからは、8総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をそれぞれ示しております。本日お伺いしております浪速区につきましては、27ページをごらんください。

27ページにありますように、中央区、西区、大正区と合区した後の第五区の概要でございます。例えば平成27年人口は32万406人であり、平成47年の将来推計人口は31万2,311人と見込んでおります。

第五区の特徴としましては、右下の枠囲みの欄でございますが、交通網が発達するなど都市基盤が充実し、生産年齢人口の割合や高齢者単身世帯を除く単身世帯の割合、また昼間人口が多いビジネス・商業エリアです。日本屈指のインバウンド観光拠点であるミナミや民間活力による魅力向上が進む大阪城公園などに加え、なんば駅前広場の改造や御堂筋の道路空間再生、また新今宮駅への観光ホテル進出等により、さらなるにぎわいの送出が図られております。船場地区など大阪を代表するビジネスの中心地でもあり、大阪産業創造館や「マイドームおおさか」など、府市の産業支援機関が立地しているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として第五区についてご説明いたしました。

私の説明は以上でございます。どうもご清聴、ありがとうございました。

(司会)

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい事項が5点程ございますので、お聞きください。

一つ目なんですけれども、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。冒頭、理事の方から申しましたが、総合区制度や素案と関係ないもの、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言については、ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。お座席の方まで担当がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後に五つ目として、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただければと存じます。

それでは、これよりお時間の許す限り、皆様方からご質問をお受けしたいと思います。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願い申し上げます。

そしたら、左側の列の前から2番目の方ですね。マイクをお持ちします。

(市民)

今回の説明会で総合区長の名前が出てきたんですけども、第五区では西区に総合区長を置くということで、選出方法というのは西区の区長さんが選ばれるのか、また五区として選ぶのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいです。

それと、もう一点だけお願いします。今回、総合素案で榊区長が来られてるんですけども、区長さんは総合区案に力を入れてるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

まず、区長の選出についてのご質問に先にお答えさせていただきます。

今現在の西区長さんがそのまま選出されるのかというようなことではなくて、あくまで第五区が総合区となりますので、第五区の区長として総合区長が選任されていくということになります。どの方が選任されるかは、またその時点にならんと分かりませんが、あくまで第五区の区長です。

(市民)

それって選挙でやるんですか。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

選挙ではないです。議会に承認を求めまして、議会で承認されれば総合区長になるというような仕組みになっております。

(市民)

一般の区民は参加できないということですね。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

投票というような形、こういったところでは参加はできません。選出に当たっての参加はできないです。

(市民)

意見は述べることができるんですか。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

意見を述べていただくことは可能やと考えております。万が一、例えば総合区長にふさわしくないというようなことがあれば、法律上リコール制度というものも認められております。署名を集めていただきまして、一定数を超えますといわゆるリコール、区長にふさわしくないということでおろしていただくというようなことも可能です。それは法律上認められております。以上が区長の選任です。

(榊浪速区長)

冒頭のご挨拶でも申し上げたんですけれども、今、大阪市が置かれてるところの行政の制度というのは、現状からすると改革や改善が必要であって、その方策が考えられていると、その一つとして総合区というものは非常に有効であるということとは言えると思います。

(司会)

そしたら、ほかの方、ご質問があれば。

そしたら、右のブロックの前から4列目の方ですか。もう一度。

(市民)

説明された内容についていろいろお聞きしたいことがありますので、時間がないと思いますので、根本的なことだけお聞きします。

先程、たしか22ページで、総合区の設置の日について、総合区設置決定から2年後をめどとすると説明されていましたが、これは本当でしょうか。

といいますのは、吉村市長が大阪市会の大阪維新の会の金子議員の質問に対しまして、総合区を導入・実施して、その後、改めて特別区の住民投票を行うのではなく、総合区導入までの間に特別区の住民投票を行います。それに続きまして、議会の皆さんと総合区と特別区について検討を深め、そして私の任期中の平成30年、来年の秋には特別区設置の住民投票を行いたいと答えておりまして、これでは総合区を導入されましても実施する時間がございません。このことはつまり、私は、市長が市会を無視し、はっきり言って市会の存在すらも否定するような言語道断な問題発言だと思います。

総合区が議決されて実施して、問題があれば見直すというなら私も理解できます。しかし、吉村市長は、先程の答弁のように、総合区を実施・導入する考えはないのに市会で審議をさせるが、議決されても総合区は導入しないと宣言したと思います。この点についてどのようにお考えなのか。

次に、総合区を導入するのに……

(司会)

すみません。まず、それにお答えさせていただきますね。

(井上副首都推進局理事)

今のご質問の点ですけれども、まだ今後の進め方については確固たる形で決まってる訳

ではございません。市長も発言されてますけれども、我々が想定しますのは、今、特別区につきましては、法定協議会というところで案をつくってるところであります。案が固まって、手続が進んでいって住民投票という形になった時に、その段階で特別区を設置するのかどうかという判断が出ます。その前段階で、総合区というものについては、議会の方で案というものが一定程度固まってくれば、それを前提に住民投票があって、その住民投票で特別区が否決されれば総合区という形でスタートしますので、22ページに書いております総合区の設置の日は総合区設置の決定から約2年後をめどとすると書いてますのは、総合区がこれでスタートすると決まった段階から2年後に設置するという記載でございます。

(司会)

そしたら、ほかの方。また当てますので、ちょっとお待ちください。ほかの方が挙げてますので、当ててから。

(市民)

いやいや、どうなりますかと聞いているのに答えてへんやんか。

(司会)

いやいや、答えてると思うんですけども、また、すみません、ほかにおられますか。そしたら、その前の方、マスクをされた。

(市民)

すみません、ちょっと風邪を引いてるんでこのまま。

僕は五区内に住む者で、今回の総合区の区割りについて質問させていただきたいんですけども、総合区による住民サービス、福祉、これだけきめ細かいことを実施しようとする、やはり税収を安定させていく、経済活性化していかないといけないのかなというのをすごく若い自分としては思うんですが、五区の周辺で見ると、経済活性化に必要な商業集積でインフラの整っている例えば京橋、西九条、それから、先程出た新今宮、そのあたりが今回の区割り案でも区と区の間にあることがあるんですが、こういうものに例えば大きな資本、それから地元の資本を入れていって経済活性化していくには、区割りがあると、非常にスピーディーな判断とか、そういうことができないんじゃないかとちょっと懸念するんですけども、このあたりをどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

まず、総合区の場合は大阪市というものが存続いたします。その中で、中之島の局の仕事と総合区の役割分担を行っていくということです。お示しのように、やっぱり今後、経済活性というようなところ、都市基盤を使ってどう税収を上げるんだというようなところについては、市全体で計画、それから戦略というものを持つことが必要になってまいりますので、そういった企画、判断というようなものは中之島の本庁舎の方で行うということになっております。身近なところの整備の部分であるとか、そういったところは総合区が

担うということになる、そういう役割分担のもとでいきますので、今後どう景気浮揚させていくんだというようなところの面的な部分であるとか、そういったところは、区割りということに影響されることなく、大阪市全体を見渡してどうするのかという判断のもとで施策が展開されていく、こういうことでご理解いただけたら結構かと思います。

（司会）

ほかに。

そしたら、左の列の前から2列目の方。

（市民）

副首都推進局についてちょっとお伺いいたします。

副首都をめざすということは大阪が勝手にいろいろ主張してできるものなのかどうか、どれぐらいの長さでこれをめざしていかれるのか、それから、副首都という場合、東京に集中しております国家のいろんな機関を移すというふうなことも含まれるのか、その辺の具体的なイメージを教えてくださいなんですけれども。

（井上副首都推進局理事）

資料の4ページに、先程若干触れましたけれども、我々副首都推進局で昨年度に副首都ビジョンというものを取りまとめまして、そこで大都市制度の改革とか、あるいは経済成長とか、いろんな面について一定方向性を示しまして、例えば最近話題になってます万博とかいうものについても、これを一つの起爆剤にして大阪の成長を進めていこうということで、一定それを取りまとめしております。これについては一定めどを示してますけれども、さまざまな取り組みをしながら、まず大阪がやっぱりそれをみずから実行して、国なり世間の皆さんに分かっていただいて、大阪の成長を進めていこうというために取りまとめておりますので、何らか国が副首都という形で決めるというものではありませんけれども、みずからそういう取り組みを進めて、自他ともに副首都として認めていただけるような、そういう形で成長をめざすと、そういうものでございます。

（司会）

ほかに。

そしたら、右の列の後ろから3番目ぐらいの方ですかね。

（市民）

6ページ目なんですけれども、大阪市の総合区制度という部分で、二重行政の解消ということを書いてるんですけれども、具体的に総合区になれば二重行政はどういうふうに解消されるんですか。

（井上副首都推進局制度企画担当部長）

総合区制度を導入した後、二重行政はどう解消していくんだということでございますけれども、大阪市の存続した状態で府と市の間の二重行政につきましては、指定都市都道府県

調整会議という法律上位置づけられた会議がありまして、現在、副首都推進本部会議でも同様の機能をあわせ持っておりますけども、知事、それから市長が協議・調整を行い、いわゆる二重になってるような施策をどうするんだ、事務をどうするんだということを、協議で方向性を決めていただくというようなところで解消を図っていくと、こういう仕組みになっております。

（司会）

そしたら、ご質問のある方。

左のブロックの後ろから4列目ぐらいですかね。

（市民）

総合区政会議、それと地域協議会なんですけども、これのメンバーはどのように選ばれて、この総合区政会議というのはいつ開かれるんでしょうか。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

総合区政会議と地域自治協議会ですけれども、総合区政会議は八つの総合区単位で設置されます。総合区が設置されましたら、条例なりで総合区政会議の設置ということです。メンバーにつきましては、その後、住民の皆さん等から選任していくことになろうかと思えます。地域自治区、地域自治協議会の方は今の24区単位に設置をされまして、こちらにつきましても、区域内にお住まいの方から選任をされるということになろうかと思えます。具体的な選任方法等については、今後検討されることになります。

（市民）

いつごろ設置されるんですか。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

総合区が設置された日には設置するような手続は進めていきたいと思えます。

（市民）

議会で、例えば市議会の予算審議の前にされるのか、それともその後にされるか、そういう時期等の。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

区の中で常設の機関ということですので、実際に会議をいつ開くかというのは、まさに区長のマネジメントの中で決定されていくものかと思えます。

（市民）

任命されたメンバーさんは1年間ずっと同じ人が。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

基本的に同じ委員さんに出席いただくと。今ちょうど各区で、浪速区でも区政会議というのを設置されて運営されてると思いますけれども、そのイメージで、常設の機関として設置されて、そこには委員さんが固定メンバーとしておられて、いつ集まっていたら会議を開くかというのは随時判断されて開かれていると、そういうものとご理解いただけたらありがたいです。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、左の列の前から4列目の方ですね、眼鏡をかけておられる方。

(市民)

8分割された総合区の区割り案の地図を見てみますと、二区と五区は工営所が存在しないようになってるんですが、総合区の設置が決定された場合にこの二区と五区のエリアに工営所を新設することになるのか、あるいは既存の工営所が何区と何区をかけ持ちで担当するみたいな形になるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

今回お示ししてる総合区素案では、あくまで既存の工営所、既存の事業所をそのまま活用するというを前提に作業をさせていただいております。将来的にそこをどうしていくかというのはまたそれぞれ判断されることになるとは思いますけれども、案の位置づけとしては、現在ある事業所はそのまま活用するという事で整理をさせていただいております。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、一番左端の列の方ですね。

(市民)

さっき説明を聞いていたら、もう全く問題ない、いいことづくめで何にも非の打ちどころはないねんけど、来年特別区の住民投票を予定されてると思うねんけども、もし特別区が決まった場合はこの総合区案はなくなる訳やろ。それと、もしこの総合区案が決まったとして、これから何年先に、総合区設置の時期はいつごろになるんですかね。さっき47と書いてあったけど。

(司会)

そしたら、お答えさせていただきます。

(井上副首都推進局理事)

総合区の設置は、先程のご質問と重なりますけれども、手法までは決まってませんけれども、特別区を選択するのか、あるいは総合区を選択するのかということで住民の皆さん

にご判断をいただいて、それが決まりましたら、22ページに書いてますように、総合区になるということが決まれば、それから2年後をめどに総合区という制度がスタートすると、その段階で大阪市という中で総合区長を8人選んで、事務の移譲なんかをして、各総合区でそれぞれの住民に近いサービスを提供していくという形になってまいります。

(市民)

それまで例えばあと5年とか。

(井上副首都推進局理事)

今、知事、市長の発言を聞いてますと、来年の秋には住民投票をしたいと言うてますので、その前提であれば、その時点で特別区か、あるいは総合区かという選択がなされるということになれば、特別区が否決されれば総合区というふうになりますので、その日から2年後には総合区をスタートさせるというふうな形で、今、スケジュール的には想定をしてるということでございます。

(司会)

そしたら、ほかの方、おられますか。

右の後列の後ろから3番目のえんじの服ですかね。

(市民)

私は、きょう母に誘われてふらっとやってきたので本当に素人で、ちょっとえっというようなことばかりでびっくりしてるんですけど、以前自分が体験したことであれば、大阪都構想というので住民投票があってそれに行ったので、それはもう皆さん知ってることやと思うんですけど、ただ、今回総合区の説明に来て、2年後に大阪市の全ての区の名前が変わるのというふうに今ちょっとびっくりしてるんですね。

仰ってたのが、特別区にするか総合区するか住民に判断を任せるということは、総合区になるということとはもう確定事項で覆せないことなんでしょうか。もう本当に、多分皆さん、大阪市の全ての区とかの名前が変わるとなったら、大阪市内に住んでる方はもちろんのこと、大阪市にかかわる全ての方の変更とかコストとか、いろんなことがあると思うんですけど、もうそれは議会で決定されて確定で、今さら覆せないことなんでしょうか。それがすごく気になって教えてください。

(司会)

ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

すみません。ちょっと誤解を招きました。申し訳ありません。

あくまで今説明しておりますのは、総合区の素案についてまとめたものを資料として配付をして説明しております。今、実際まだ素案でございまして、総合区につきましては、それを設置するかどうかについては、いわゆる住民投票等の手続は要りません。総合区を

設置するかどうかというのは、最終的には、市長が案をつくって市会の方でご議決いただければ、それで総合区になるというふうな形になります。ですので、今の時点はまだ素案をこういう形で皆様にご説明をして、市会の方でも委員会等々で今いろいろご議論いただいております。議会の方でそれがご議決されれば、それで案というものが正式に決まりますので、その時点で総合区というのは固まってきます。ただ、その前段階で、というか、総合区にするかどうかという点については、一定、市長の方が特別区というのを検討するというふうに言っておりますので、その段階で皆さんの方に特別区にするのか、あるいは総合区にするのかという判断はいただくということになっております。

ですので、もう一度申し上げますと、総合区になるというのが決まった訳ではございません。これからあくまで市会で議論して、議決がいただければそういう形で進んでいくというものでございます。

(司会)

そしたら、ほかのご質問の方。

右の列のジャケットを抱えている方。

(市民)

まず、聞きたいんですけど、副首都推進局のメンバーさんはどんな方がおられるんですか。誰が決めてはるのかということがまず基本的に私らは分かりませんもので。

(司会)

一応、先程ご説明した形で副首都推進局というのがございますので、トップといえば手向というのが副首都推進局長になりまして、その局長のもとで、私もそうですけども、きょう、橿区長以外はここのメンバーもその局員になります。約100名程度で今おります。

(市民)

ほんなら、課全部、市のお役人の方だけなんですね。

(司会)

局というのが、ちょっと細かい話になりますけども、大阪府と大阪市の共同設置となっておりまして、当然、私は府の身分も持ってますし大阪市の身分も持っております。皆がそういう形でやっております。

(市民)

ほんなら、民間さんとか外部団体とか学者さんとかは入ってないんですか。

(司会)

いえ、入っておりません。

(市民)

ほんなら、いうてみたら身内で身内のことを決めてはる訳やね。痛みのある改革なんかは全然しない。さっき言うた、何ページかにあった人間の配置がえの問題になると、1万何千人がそのまま1万何千人、で、上の方と現場という形で分けられる。できたら、反対論者は入れることはないかもしれないんですけど、民間知識階級、そんな人を入れてもうてちょっと練った方が、自分で自分の改革をするんやったらごつつ簡単やから、そういうことがちょっと気になる。そやから総合区の話でも、基本的にどうかよりも、考える人の選考方法というか、思考方法をちょっと広げはったらどうなのかということをお願い。

(司会)

それはご意見として……

(市民)

別に、そやから聞いたのが、どんな方がやっておられますかということで。

(司会)

分かりました。

(市民)

そやから、そういう改革なんかは、いうてみたら人間も減らすんやったら減らして、大阪市の財政がこうやと言うのやったら、減らしはったらどうかというふうなことも出てくるんじゃないんでしょうかということ。

(井上副首都推進局理事)

ちょっと一言申し上げれば、あくまで副首都推進局というのは大阪市役所の中の一つの組織としてある局でございまして、我々の仕事は、総合区の素案をつくる、そして特別区の素案をつくると、そういう制度の設計をするというのを仕事にしております、今仰ってる、当然公務員のいろんな業務等々についてどう見直すのかとか、人員を含めて、これはいわゆる行政改革という分野で、また別のところがそれはきっちり進行管理しておりますので、今回は、我々はあくまで適切な組織、新しい制度をつくっていくということを仕事にしておりますので、それといわゆる行政改革はまた別の次元がありますので、それはちょっとご理解いただきたいと思います。

(市民)

そやから、チェック機能とか牽制機能はない訳やね、そこに関しては。

(井上副首都推進局理事)

そこはこれから制度をつくっていきますので、議会等の議論の中でそういうこともまた出てくるかと思えます。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、右の列の後ろから4番目の方ですかね。2人挙げている、すみません、後程当てますので、まずそしたら。今、マイクをお持ちしました。

(市民)

ちょっとお聞きしたいんですけども、総合区になっても区役所はみんな残るように書いてあるんで、経費節減とか人員の節減とかいうことにつながるのかどうかちょっと気になるんですけども、逆に総合区担当の役人さんが増えると経費も、今の浪速区役所も西区役所もみんなあって、なおかつ総合区の区役所の職員さんでもあるということになったら、人員も経費も増えるんじゃないかという心配もちょっとするんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

総合区設置後の職員体制をどうするかといったところでございます。

総合区の方に局から仕事を移してまいりますので、当然24区のそれぞれの区役所の窓口も残しながら各区の仕事の量というものも増やしていく、充実させていくということにしておりますから、そういった面では職員が増えるという傾向が当然出てまいります。そこで合区なりをもって体制の効率化を図るというようなところで、今の職員数を大きく増やすことなく、その範囲内で総合区を仕上げていこうというのが案の考え方でございます。

(司会)

ほかの方。

そしたら、先程手を挙げられた方のお隣ですね。

(市民)

いろいろあるんですけど、まず、合区というのは住民が望んでいるのかどうかということです。合区は何か既に決定というか、方向性が示されているようなんですけれども、特別区の選挙、前に莫大なお金を使って住民投票をした訳なんですけれども、それをまたさらにやって、それが駄目なら総合区というふうな流れのようなんですけれども、それよりも今の区でできないことというのは、真ん中の何とか何とか、これじゃできないとか、その仕組みを議会とか、そういうことで変えていけばよいかということだと思ふんです。

総合区にすれば何か何億とか書いてますけども、それは民間の負担は全く計算されていない訳ですし、行政の方で負担がこれだけありますよというのは結局税金を使う訳ですし、選挙とか投票とか、仕組みを変えることによって伴う費用は全て税金から出されてるということを忘れてもらいたくないということです。結局、今の区のままで仕組みを変えて、総合区のかわりになるようなことはできないのかということです。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(井上副首都推進局理事)

資料の4ページに今の大阪が抱えるいろんな課題等について記載をしております、市長の考え方では、こういう課題について対応していくためには、今の行政組織のままでは対応できないというふうな前提を認識としてお持ちです。ですので、今後、そこに書いてますような住民サービスの最適化とか、あるいは行政の機能の強化という点についてやっていこうと思うと今のままではなかなかできないということで、今、法制度上認められてる総合区と特別区について制度設計をして、それを選択しながら進めていくということで、今、我々は作業をこうやってやってる状況ですので、例えば議論として、総合区を24区でしたらどうかと、あるいは今の24区のままでいいんじゃないかというふうなご質問もありますけれども、そのままではなかなかこれらの課題について対応し切れないということで、一定そこは改革を進めていくという前提で、今、市長の指示を受けて我々はやっているというふうな状況でございます。

(司会)

ほかにご質問のある方、おられますか。

そしたら、まだ当たってない方を先に。マイクをお持ちしますので。

(市民)

この資料に載ってないんですけど、また、素案やからまだ分かりませんという答弁になるかも分からないんですけど、例えば8区になるということは、議員定数が浪速区は2ですけど、五になったら、今、大阪市は議員定数が80人なんですかね。ほんなら、単純に8で割ったら定数は10になる訳ですか、第五区は。一切載ってない、議員定数のことに関しては。

(榎下副首都推進局制度企画担当課長)

議員定数につきましては、条例で定めることになっておりまして、区割りが確定しましたら、市会の方で各総合区を何人にするかというところをご議論いただいて、条例で定められることになろうかと思います。行政サイドの案として何人という案はちょっと……

(市民)

じゃなくて、浪速区だけで、中央区だけで議員とかじゃなくて第五区全体で言うてるんです。選挙区制みたいに、だから30人、こうやって上から10人当選とか、そうなるんですかというこの話。

(榎下副首都推進局制度企画担当課長)

選挙区については、総合区が一つの選挙区になりますので、総合区単位で定数何人というのを決められて、その数で選挙なされるということです。

(市民)

一切そういうことが書いてないんでちょっと質問した。

(司会)

ほかにご質問のある方。

そしたら、先程当てられた眼鏡をかけられてる、前から……。

(市民)

先程の議論はもう置いときますけれども、先程来より井上理事も仰ってますけれども、最終的には特別区と総合区について住民の皆さんに判断していただきます、これは本日の冊子にも書いてあります。特別区については、当然住民投票は必要です。ただ、先程理事が仰った通り、総合区については市会の議決だけです。ここに書いておられる最終的に住民の判断を求める、総合区についてはどのようにされるのか。

それとともに、現在、先程もちっと話が出てましたけども、大阪市の現行の行政区のままでもよいと思っておられる方もおられます。だから都市制度としては、行政区、総合区、特別区の三つが考えられますので、同じ住民に意見を求めるならば、この3通りの中から選ぶのが筋だと思います。それを現在の行政区を除いて二つで判断されるのはどういう理由か、その理由をはっきりお答えいただきたいと思います。

(井上副首都推進局理事)

まず、先程申しました市長の考えとしては、現行制度としてはやはり今の大阪の課題に対応し切れないということで、総合区、あるいは特別区について今制度設計をしてるという状況であります。

仰ってる例えば総合区について、今のままでいいんじゃないかと、総合区でなくていいんじゃないかという議論もございます。総合区については市会の方でご議論いただいておりますので、その中で、やはり議会の議論の中で総合区をこういう形ですべきという判断が出れば総合区に移行しますし、そこまで要らないということであれば総合区に進まないというふうな選択がそこにごございますので、そこは市会の方で十分これからご議論いただくという形で方向性が出るのかなというふうに考えております

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、右の列の前から2番目の方ですね。

(市民)

もし仮に総合区案、この素案が通った時に、冊子に書かれてるように第一区とか第二区という呼び名なんですけど、ここであれば第五区というような呼び方になるということなのかということと、仮にでしたら、第五区なら現状4区から一緒になるんですが、西区さんも中央区さんも大正区さんも同じような考えを持ってると思いますが、私は浪速区民なのでなるべく浪速区という区名を使っていたきたいので、質問でなく希望、お願いします。

(司会)

あくまでも区名に関しては、資料に書いておりますように仮称でございまして、総合区へ移行が決まりましたら、具体的な区名については、住民の皆さんのご意見も聞きながら判断してまいるといことでございます。あくまでも今の区名は仮称でございます。

そしたら、ちょっと時間もあれなんで、あと2人とさせていただきます。

まず、左の列の後ろから2番目の方、今手を振られてる方。

(市民)

先程からの質問と少し重複するかも知れないんですけども、きょうご説明いただいているのは総合区の素案ということでございますから、ざっくりした話なんだということで、もう一つ、特別区というのは、前回否決された案がまたまた浮上するということなんです。が、ことし、来年にかけて総合区と特別区を判断するということなんです。が、先程からのお話がありますように、総合区が、あるいは特別区も含めて、全て合区ありきというところから進んでるところに非常に問題があると思うんです。

先程ご質問されたように、誰が一体合区してくれと頼んだんやということなんです。我々住民としたら、長い間なれ親しんだ区の境というところでもっていろんな行政の行為を行っておる訳です。それが一つの自治区なんですけれども、その自治を壊してやる必要が本当にあったのかどうか。

そして、先程から質問の中で市長のご判断、市長のご判断と仰っておられるんですが、市長はいずれ選挙で破れるかも知らんのですよ。しかもこの市長というのは、その前の橋下何ちゃらとかいう市長が来て、突然大阪市をぶっ潰すぞという話、その辺から始まって、対案を出せ、対案を出せと言うておったところで公明党が、じゃ、総合区はどうなんというふうな形で出てきた訳ですけども、総合区という法律が、これも特別区の対案としてできたものなんです。が、その中では現行の区境の中で総合区ができるというふうになってますので、できるならばその案の一つ出してほしいですね。三つの案でどうだというんであればみんな真剣に考えると思いますけども、メニューが二つしかないというのは二者択一ですよ。もっとほかにもメニューはあるでしょう。

そして、きょうは申し訳ない、区長がお見えになっておられるんで聞きたいんですけど、今、大阪市の24区の区長が市長によって選ばれて各区に配置されてるんですが、手を挙げて区長になった方もあるかも知れませんが、区長、申し訳ないけど、ちょっと言いづらいかも分かりませんが、言える範囲で仰っていただきたいんですが、あなた、今、区の仕事をしながら、私は今、浪速の区長をやってるけど、これは都合悪いなと、よその区と一緒にさせてほしいと思ったことはありましたか。

(井上副首都推進局理事)

総合区については、先程ちょっと申し上げましたけれども、まだ素案の段階で議会との議論をいただいておりますので、その中で、我々制度設計をする立場としては、総合区に持っていく事務の内容とか、あるいは職員のコストの関係を含めて、そういう中で8区に合区をして、そしてある程度事務については総合区に移管をするという形で、今、制度設計の案をつくっております。この素案について市会の方でご議論いただいて、いやいや、合区については駄目だというご意見になるのか、あるいは我々の案を前提にご議論いただ

けるのか、そこはちょっとこれからの市会のご議論を見ていきたいというふうに思っておりますので、市会の判断がどうなっていくかということが今後の方向になってくるといふふうに思っております。

(榑浪速区長)

貴重なご質問、ありがとうございます。

一つだけ例を挙げますと、僕は前任は淀川区長だったんですけども、人口17万5,000人ぐらいなんです。浪速区は7万2,000人ぐらいと。一番大きい区は平野区で19万でしたかね。やっぱり予算の規模が全然違うんですよね。1区当たり、例えばいろんなことをやるにしても、同じことをやるのに同じぐらい経費がかかるんですけども、人口の大小で予算規模が物すごくやっぱり変わる、今はそういう仕組みになってるんですね。そういうところでいくと、前の区では結構できたけれども浪速区ではできにくいということがいっぱいありまして、非常に苦慮しております。そういった意味においては、やっぱり今の現状において、住民サービスが各区によって、区行政の努力以外のところでの制約された部分においてなかなか実現できないところはあるなというふうな課題はあります。

また、区によって潤沢な区とそうでない区というのがやっぱりありまして、これは人口が2倍違うから2倍違うという意味じゃなくて、そういったいびつな構造がまだちょっと残ってるんですよね。そういった意味からすると、やっぱり今の区の中でいくと住民サービスとして拡充できないこと、非常に制約はあるなというのは日々感じてるところですので、その一つの方法、それを解消するための一つの方策として、こういう総合区、あるいは合区というのは考えられるというふうに感じております。

(司会)

そういたしましたら、時間が参りましたので、あとお一人で最後にさせていただきます。最後、ご質問、そしたら左の列の後ろから3番目ですか。

(市民)

今ご質問された方と同じ意見なんですけど、前回の特別区の住民投票の時に、合区をするということについて反対された方が半数以上おられた訳ですよね。合区には反対で現状のまま推移していただきたいという意見を持っておられた方もたくさんおられた訳でございますね。だから、今お隣の方が仰いましたように、現状の24区を残しながら総合区にするという案もある訳ですから、今仰った3案をベースに住民に図るべきだと思うんで、そのところを今後、議会の方でご検討をお願いしたいと思います。

(司会)

ご意見として承ります。

そういたしましたら、すみません、時間が来ましたので、ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせの方を申し上げます。本説明会なんですけれども、ほかの会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を

聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙なのですが、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページの方に回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明用資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用するなどご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日は、これを持ちまして説明会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お忘れ物のないよう、座席の周りをいま一度ご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。